

三郷市長
木津雅晟殿

子どもたちの未来を守るために 今後の放射線対策の提言（その 5）

放射線から子どもたちを守る三郷連絡会・医師有志
代表 大場敏明

2011年3月11日の東日本大震災およびそれに引き続いて発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故からすでに1年半以上の月日が経過しました。しかしながら関東地方の中で特に放射能汚染のはなはだしい三郷市（放射性物質汚染対処特措法にいう汚染状況重点調査地域）においては半減期が30年におよぶ放射性セシウム137等の影響により、年間1mSv以上の追加被ばくがあるという汚染状態が続いております。

この間私たちは4回にわたって市長あての提言を行いました。市の取り組みにより一定の成果を得たものもありますが、まだまだ汚染問題は解決していません。本年4月12日付けの第4回の提言において全体にわたる問題指摘をしておりますが、今回は現在残されている課題を中心に提言いたします。

1. 市の責任による民有地の除染を明確に

2012年6月15日付で「三郷市除染実施計画」が公表されました。目標として「事故由来の放射性物質による追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量）を長期的に年間で1ミリシーベルト以下にすることを目指します。」とされ、達成時期は当面平成25年3月末を目標としています。

しかし実際には市による除染対象は事実上、保育所、幼稚園、小中学校・公園・通学路など子どもが生活する公的空間に限られています。市民の生活様式を考えた場合、公的空間で生活するのは1日の中の限られた時間です。私的空間の除染を進めなくてはこの目標は達成できません。

三郷市と同じく汚染状況重点調査地域に指定されている近隣の松戸市、柏市などの除染実施計画をみると、当面の早期の除染活動に地域住民の協力を要請することがあるとしても、民有地の除染実施主体は基本的に市であると明記されています。これに比べると三郷市の除染計画には「特に子ども達の活動頻度の高い公共施設」以外は含まれておらず、民有地についてはマニュアルの提供と放射線測定機器の貸出という支援はあるとしても、除染作業に必要な資材や機材の提供すらなく、実施主体を全面的に市民に任せるがごとき表現となっております。これでは事実上、民有地における除染作業はほとんど実施されないまま推移することが強く危惧されます。

またこれと関連して「長期的に」という表現は平成25年3月には実際には目標が達成できないことを見越しているようにも見られることから「達成時期は定めない」の意味にとれることがあります。このままでは三郷市はいつまでも放射線に汚染されたホットスポット＝「住みたくない都市」になってしまいます。市の責任による民有地の除染方針を明確にし、達成時期を明確に定め、そのための具体的実施プログラムを策定していただくよう求めます。

2. 環境放射能と内部被曝の測定の強化を

(1) 土壌の汚染状態を詳細に測定する必要があります

原発事故発生時から1年半を経過した今、地域別の放射能汚染状態を見る指標は土壌汚染に

移っています。農作物の安全はもとより、空間放射能の起源として、地表・土壌起源の放射線に最大の注意を払うべきです。しかもセシウムが水との親和性がある元素のため、ある地点をとると時間的に濃度が増加することもあり、予測できない変動を示すと報告されています。土壌の汚染がなくなる限り、放射能汚染は生活についてまわります。したがって本来 国や地方公共団体の責任において詳細な土壌の汚染地図が定期的に作製され公開されるべきです。それにはそれ相応の体制が必要となると思われます。市としても安全宣言をする前提として土壌の汚染状態の詳細（少なくとも100m四方ごとのデータ）およびその変動を長期にわたり測定し検討する必要があります。なおすぐに行うことができることとして土壌サンプルの持ち込み測定を受け付ける体制を至急とってください。

(2) セシウム以外の汚染のデータも測定を

これまで原発事故発生直後を除けば、セシウムによる汚染のみがクローズアップされてきました。これは降下した放射性物質セシウム 134, 137 起源の線量が多いこととともに測定が比較的容易であり、またセシウム 137 は半減期が30年と長いということによっています。しかしながら、長期的にはストロンチウム90による骨への吸着も大きな問題になりつつあります。したがって市内の代表データについては土壌中のストロンチウム90等、セシウム以外の核種についても放射線量を測定するよう希望します。

(3) 市民が口にする流通食品の放射能測定も可能に

市内において栽培・生産される農作物（家庭菜園を含む）の放射能測定は実施されていますが、基本的に生産者の必要性にこたえるためのものです。市民の多数を占める消費者の立場にたてば日頃口にする食品について、たとえ他県から持ち込まれたものであれ、放射線による内部被ばくの前であることには変わりありません。すでに近隣の市においても実施しているところがありますが（柏市）、市内流通食品の持ち込み検査を可能とするような体制をとっていただくよう要望します。

3. 健診への補助を

これまでヨウ素による甲状腺がんの発生が中心にクローズアップされてきましたが、セシウムは広く筋肉組織に沈着する作用があり、がん発生だけでなく、多様な影響を与えることが報告されつつあります。チェルノブイリ原発事故による影響でベラルーシの住民は長期的に内部被曝にさらされましたが、その結果 心臓、腎臓、肝臓、甲状腺の異常をもたらし、その他高血圧や免疫系、ホルモンバランスの異常等を引き起こしていると報告されています。（ユーリ・バンダジェフスキ「放射性セシウムが人体に与える医学的・生物学的影響」（合同出版）参照また NHK ETV 特集(2012年9月23日放映)でもウクライナの同様な状況が放映されています。)

これらの異常は放射線感受性の強い子どもを中心に表れやすいといわれます。そのため各種の特殊な検査をして汚染による人体への影響の状況をチェックする必要性が生じています。これまで医療面での国や県、市による助成はなされていませんが、近隣の市町村ではホールボディカウンタ(WBC)による健診に対して補助金を支給するところも現れています（たとえば我孫子市）。みさと市でも尿中セシウムの測定をする市民がでていますが、高額な自己負担が発生しています。放射線による障害を危惧して必要な健診を受ける場合の費用に対する補助も検討していただきたい項目です。

以上、当面取り組んでいただきたい点について提言いたしました。市長が施政方針として掲げられる「人にも企業にも選ばれる魅力的なまち」を実現するには、放射線による汚染が問題のないレベルにあることを詳細な測定結果をもとに実証することがまず必要であることを強調して、今回の提言の結語とさせていただきます。